

久里第1浄水場再構築事業

募集要項等に関する質問への回答

令和7年5月

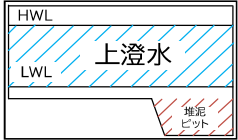
唐津市上下水道局

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
1	募集要項	8	5	(3)	イ	⑦	「参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時」に「協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること」とありますが、申請時段階では協力企業先・役割の特定は困難です。この場合、応募グループの「想定」として記載させて頂き、提案書提出時に変更・追加・削除することに問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	「様式Ⅱ-5 応募グループにより業務発注予定の協力企業一覧表」の提出期限は、令和7年10月3日まで(提案審査に関する書類の提出時)に変更します。
2	募集要項	8	5	(3)	イ	⑩	協力企業に対しての制約はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	8	5	(3)	イ	⑪	協力企業に対しての制約はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	募集要項	10	5	(3)	ウ	(オ)電気企業の要件④	(オ)電気企業の要件④について、10,000m3/日以上の上水道方式の浄水場の中央監視・計装設備の新設又は更新をした実績があれば良いでしょうか？	急速ろ過方式の浄水場の電気設備工事全体についての実績が必要です。なお、それぞれの工事実績を合わせたものでも要件を満たすことになります。
4	募集要項	10	5	(3)	ウ	(エ)機械企業の要件⑤	機器製作期間中、工場に配置する技術者は工事現場に配置する技術者と同じの者である必要はなく、かつ専任の必要もないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	募集要項	11	5	(4)	ア	提案上限額	「令和7年度唐津市水道事業会計予算」は令和7年3月21日(2月25日提出)に可決されております。従って提案上限額は、昨年度積算された金額をベースに設定されていると推測致します。今年度の物価上昇を考慮した提案上限額となっておりますでしょうか？	予定価格に関する質問はお答えできません。
7	募集要項	12	5	(4)	イ	最低制限価格	最低制限価格が提案上限額の7/10となっておりますが、国土交通省では9.2/10から7.5/10となっております。唐津市は国土交通省に準じると伺っていますが、7.5/10未満になっている理由を教えてくださいませんか。	価格に関する質問はお答えできません。
8	募集要項	13	6	(2)	(イ)	募集要項等に関する質問の期間	(イ)質問は1回(5月7日まで)のみでしょうか。第2回の受付や、適宜質問回答(質問提出後1週間後に回答など)としていただくことは可能でしょうか。	質問書の受付期間は募集要項で示したスケジュールどおりとなります。技術対話等の機会を設けておりますので、必要に応じてご質問ください。
9	募集要項	13	6	(2)	(イ)	募集要項等に関する質問の期間	(イ)受付期間が募集公告日から令和7年5月7日(水)正午までとなっております。現地調査等にて追加質問を行う可能性もあるため、第2回の質問期間を設けて頂けないでしょうか？	質問書の受付期間は募集要項で示したスケジュールどおりとなります。技術対話等の機会を設けておりますので、必要に応じてご質問ください。
10	募集要項	18	7	(2)		提案書に関するヒアリング	プレゼン・ヒアリングの日はおおよそ何日前に連絡がありますか。	提案書提出後、1週間後を目途に調整し連絡します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
11	募集要項	19	7	(6)	イ	契約を締結しない場合	契約していない状態で、違約金をなぜ支払わなければならないのでしょうか。	事業者の過失に起因するものについては違約金の対象としておりましたが、事業者の応募に対するリスク等も勘案し、本項目における違約金部分についての文言は、削除します。
12	募集要項	19	7	(6)	イ	契約を締結しない場合	指名停止等の措置要綱では、事故等に基づく措置基準、贈賄・不正行為等に基づく措置基準、暴力団関係者に関する措置基準といった幅広い事象が規定されています。安全管理の措置が不適切により生じた建設工事等関係者事故については、贈賄・不正行為等や暴力団関係とは性質が異なるものであり、同様の取り扱いでは参画意欲に大きく影響があります。事故等に基づく措置基準の除外、または代表企業に限定する等の寛大な取り扱いをお願いいたします。	優先交渉権者(代表企業)がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は本項目による対応となります。なお、構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合には、変更は可能としています。
13	募集要項	19	(6)	イ	3行目	契約を締結しない場合	違約金は「落札者」が契約を締結しない場合に発生するのでしょうか。	事業者の過失に起因するものについては違約金の対象としておりましたが、事業者の応募に対するリスク等も勘案し、本項目における違約金部分についての文言は、削除します。
14	募集要項	19	(6)	イ	4行目	契約を締結しない場合	優先交渉権者とは企業グループの代表企業を指すのでしょうか。	本文(1行目)における、優先交渉権者は応募グループの代表企業を指します。また、質問No.13の違約金部分は削除することを踏まえて、本文を修正します。
15	募集要項	20	8	(1)		責任分担に関する基本的な考え方	久里第2浄水場等は、既設を運用しながら改造工事等を行う必要がありますが、オペレーション側のリスク(瑕疵)は「市」側との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	募集要項	20	8	(2)		予想されるリスクと責任分担	【本市と事業者との責任分担の詳細については、「附属資料(4)設計及び建設工事請負契約書(案)」において定めるものとする。】との記載がありますが、別途詳細のリスク分担表が提示されるとの認識でよろしいでしょうか。リスクと責任分担に関しましては、事業者の応札判断に大きく影響し、本事業の不調・不落を招きかねないものであると認識しております。2024年11月18日の実施方針公表時に示されました【実施方針18頁「(3)予測されるリスク分担」にて「別紙3に示す」と同内容のものを設計及び建設工事請負契約書の別添資料として明示して頂けないでしょうか。	募集要項(リスク分担表)の別紙として追加することにより明示します。
17	要求水準書	5	2	(2)	ア	事業概要	既設設備における中前次亜および中後次亜の詳細な注入点をご教示ください。	現地調査時にご確認ください。
18	要求水準書	5	2	(2)	ア	事業概要	原水アンモニアのサンプリング点について、前々塩素注入後となっています。この場合、前々塩素によってアンモニア態窒素が分解された後の測定値となるため、前々塩素注入点前段にアンモニアサンプリングされてはいかがでしょうか。	現在のサンプリング点としますが、アンモニアサンプリング点の追加については事業者提案とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
19	要求水準書	10	2	(2)	カ	表2-3業務の概要	説明会等実施支援のうち、その他必要な補助とは何を想定されていますか。	周辺住民、議会向けに本市が実施する説明会(例:事業概要、工事内容、スケジュール等)等を想定していますが、具体的内容については、関係者の求めに応じて決定します。
20	要求水準書	16	6	(4)	ア	資料の閲覧	準備された資料以外で閲覧したい資料がある場合は、追加で閲覧資料の準備はお願いできますか。	期間内であれば、追加の準備も可能です。
21	要求水準書	16	6	(4)		ア資料の閲覧 イ現地調査	資料の閲覧及び現地調査の回数制限はございますか。	期間内であれば、複数回の実施も可能です。
22	要求水準書	18	2	(3)	イ	③機械器具設置工事	監理技術者を登録する場合は、機械製作期間と建設工事期間の監理技術者は分けられるとの理解で宜しいでしょうか。よろしい場合は、提案書提出時に製作期間A氏と工事期間B氏の両方を記載とさせていただきます。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	18	2	(3)	イ	③機械器具設置工事	新設又は更新工事に携わった技術者1名以上配置する事と、有りますが、建設工事期間の監理技術者についての条件であり、製作期間については、対象でないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	18	2	(3)	イ	③機械器具設置工事	詳細設計期間は、監理技術者の登録は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	18	2	(3)	18	(イ)建設業務 ③機械器具設置工事 ④電気工事	現場施工期間中以外は、工場製作期間として別の技術者を配置して良いでしょうか。 配置可の場合、工場製作の技術者について、以下2点について確認させて下さい。 ①工場製作期間の技術者は評価対象としないと考えて良いでしょうか。 ②本工事以外の工場製作期間の工事を兼務する事が可能でしょうか。	現場施工期間中以外は、工場製作期間として別の技術者を配置することは問題ありません。 ①工場製作期間の技術者は評価対象としません。 ②工場製作の技術者について、工場製作期間の別工事を兼務する事は可能です。
26	要求水準書	21	2	(4)	イ	原水水質、浄水水質	原水の塩素要求量の測定値がありましたら、ご教示ください。	塩素要求量の測定は行っておりません。
27	要求水準書	21	2	(4)	イ	原水水質、浄水水質	原水のトリハロメタン生成能の測定値がありましたら、ご教示ください。	以下のとおりです。 トリハロメタン生成能:0.035 mg/L (令和7年4月実績)
28	要求水準書	21	2	(4)	イ	原水水質、浄水水質	原水のアンモニア態窒素の測定値がありましたら、ご教示ください。	アンモニア態窒素の計測及び水質検査は行っておりません。
29	要求水準書	21	2	(4)	イ	原水水質、浄水水質	原水のPFASの測定値がありましたら、ご教示ください。	以下のとおりです。 PFOS及びPFOA:0.000005 mg/L未満 (令和5年、6年、7年度実績)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
30	要求水準書	23	2	(4)	エ	③地域社会への貢献に関する事項	建築設備の見学者ルートについては市と協議と記載がありますが、土木構造物の見学者ルート(見学対象設備)は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	見学者対応施設(建築設備・土木構造物)については、事業者から提案を受けた後、市と詳細についての協議を行うことを想定しています。
31	要求水準書	24	3	(3)		浄水処理方式	前々塩素や炭酸ガス、前および後消石灰、中前次亜、中後次亜の薬注の実績値(トレンドデータを含む)をご教示ください。	閲覧資料に記載しておりますのでご確認ください。
32	要求水準書	24	3	(3)		浄水処理方式	「要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答」では、フロック形成池や沈殿池出口、ろ過水に遊離残留塩素の目標値があり、各目標値になるように塩素注入率を制御しているとのことでした。新設浄水場においても、記載の残留塩素目標値を満たした運転を想定する必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	24	3	(3)		⑤後塩素処理	「要求水準書(案)に関する質問および意見への回答」では、後塩素は配水池の目標残塩となるように注入率を調整しているとのことでした。配水池の目標残塩をご教示ください。	以下のとおりです。 配水池目標残塩:0.5~0.9 mg/L
34	要求水準書	26	3-2	(1)	イ	b)地質調査	盛土部の地質調査資料の提供をお願いします。	盛土後の地質調査は行っていないですが、搬入度の試験成績書を閲覧資料に記載しておりますのでご確認ください。
35	要求水準書	26	3-2	(1)	イ	b)地質調査	盛土材料の種類により構造物基礎に関する工事金額に影響します。盛土に関する工事記録の提供をお願いします。また、工事記録に記載のない材料が確認され、事業者が計画した工法が採用できない場合に生じる費用負担は発注者が対応するという考え方よろしいでしょうか。	閲覧資料をご確認ください。基本的なリスクは発注者とありますが、基礎形式については提案内容によりますので、協議によることとします。
36	要求水準書	26	3-2	(1)	イ	e)土壌汚染調査	土壌汚染が確認された場合、発注者が費用負担するとの考え方よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	26	3-2	(1)	イ	e)土壌汚染調査	土壌汚染調査について、過去に地歴調査を実施していますか。実施されていたら、調査報告書を開示頂けないでしょうか。また、提案時には一般的な調査費用のみを見込み、契約後の調査時に追加調査や処分費が発生した場合は、その追加調査費、処分費等は、設計変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	地歴調査については実施していません。そのため、提案時には一般的な調査費用を見込み、契約後の調査時に追加調査や処分費が発生した場合は、その追加調査費、処分費等は、設計変更対象とします。
38	要求水準書	27	3	(1)	イ	業務の実施に当たっての留意事項	関連機関説明会、住民説明会とはどのような内容を想定しているでしょうか。また、説明会の資料についてどのような内容を想定しているかご教示ください。	周辺住民、議会向けに本市が実施する説明会(例:事業概要、工事内容、スケジュール等)等を想定していますが、具体的内容については、関係者の求めに応じて決定します。
39	要求水準書	30	3	(2)	イ	設計共通事項	事業コンセプトが達成されているかどうかについて、具体的にどのような評価方法を想定しているかご教示ください。	具体的な評価方法については、非公表とさせていただきます。なお、事業者選定基準において、評価の視点などを示していますのでご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
40	要求水準書	34	3	(2)	ウ	③沈殿設備 c)	汚泥掻き寄せ範囲について、要求水準書(案)に関する質問および意見への回答では、事業者提案と記載がありますが、要求水準書では掻き寄せ範囲が指定されております。本質問含め、要求水準書(案)に関する質問および意見への回答については、質問および回答の前提条件が変更になっていない限り、回答内容は引き続き有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書において変更がない箇所については、ご理解のとおりです。
41	要求水準書	34	3	(2)	ウ	③沈殿設備 h)	「後PAC注入施設を設けること」とありますが、本事業では後PAC注入後の攪拌設備は設置を想定されておりませんが、どのような(後PAC注入施設の)運用を想定されているのでしょうか。後PAC注入設備と攪拌設備の設置は同時期の方が望ましいので、5年、10年といった将来での運用を想定されている場合は、後PAC注入設備を本事業の対象から外す方が良いと思われます。	迂流式による攪拌を想定しているため、後PAC注入後の攪拌設備は不要と考えております。ただし、今回工事で攪拌設備の設置を妨げるものではありません。
42	要求水準書	35	3	(2)	ウ	⑦排水処理施設	洗浄排水池の上澄水について、排水池の一部にピットを設ける場合、堆泥した部分以外は上澄水と考えてよろしいでしょうか。 	浄水処理に大きく影響を与えない範囲であれば、堆泥した部分以外を上澄水と考えて構いません。
43	要求水準書	36	3	(2)	ウ	⑨薬品注入設備 b)	「全ての薬品の貯蔵施設及び注入設備(電気・機械)は、新設する建屋内に設置すること。」とありますが、全ての薬品とは新設する次亜、PACという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	37	3	(2)	ウ	⑨薬品注入設備 a)	要求水準書(案)に関する質問および意見への回答では、PAC貯蔵槽容量として10m ³ /槽×2槽を想定していると回答をいただきましたので、平均処理水量の平均注入率で30日分を想定していると考えます。一方で、水道施設設計指針には、計画浄水量の30日分と記載があります。本工事では、要求水準書(案)に関する質問および意見への回答通り、10m ³ /槽×2槽で考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。既設貯蔵槽10m ³ に対して、現状不足がなく、既設よりも計画水量が下がることを踏まえ、過大な設備を避けるために既設同容量である10m ³ ×2槽を想定しております。
45	要求水準書	37	3	(2)	ウ	⑨薬品注入設備 m)	「薬品注入配管は、定期的に交換が容易にできるように、さや管内に敷設すること。」とありますが、薬品注入配管が塩ビ管の場合、さや管は不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、耐衝撃性、耐候性を考慮した配管としてください。
46	要求水準書	37	3	(2)	ウ	⑩電気・計装設備	既設久里第1浄水場は、新久里第1浄水場が稼働した後、高圧受電の契約は解除するとの考えでよろしいでしょうか。既設建屋や場内の電灯および排水ポンプ等を稼働させるために、電気供給が必要な場合、本事業の対象でしょうか。	ご理解の通りです。既設浄水場の雑電源については本事業対象となります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
47	要求水準書	41	3	(2)	イ	⑩中央監視制御設備	「既設NTT回線が令和10年に廃止のため、新たな遠方監視設備を構築するもの」と記載があります。 電気施工においては、本対応のため現地作業を行います。浄水場新設工事と大きく2回に分けて現場施工期間が発生します。それぞれ違う監視又は主任技術者を配置してよろしいでしょうか。 要求水準書 P18 ④電気工事の要件は満足している事を前提としております。 違う技術者で配置可能の場合、評価対象は浄水場建設工事の技術者だけと考えて良いでしょうか。	いずれのご質問において、ご理解のとおりです。
48	要求水準書	42	3	(2)	ウ	⑩電気・計装設備 ⑦計装設備 c)	「取水流量、沈澱池流入量～に必要な流量計を設置すること」とありますが、取水流量とは双水取水場から取水する水量、沈澱池流入量とは既設粉炭接触池から新設久里第1浄水場の着水井への導水量という認識でよろしいでしょうか。上記の場合、取水流量は本事業の対象外と思われます。そのため、取水流量の測定は不要という認識でよろしいでしょうか。	取水流量は、粉末活性炭接触池から着水井へ流入する流量を示しますので、本事業対象となります。
49	要求水準書	47	3-2	(2)	ウ	表3-3⑬建築物設計k)	設置予定のJ-ALERTの仕様が分かる資料の提供をお願いします。設置場所の指定はありますか。	仕様についての資料はないため提案願います。設置場所については、事務室を想定しております。
50	要求水準書	別紙					別紙はPDFですが、図面に関してCADデータでの提供を要望します。	閲覧資料にて提示しておりますので、ご確認ください。
51	事業者選定基準	1				別紙1 1-2実施計画に対する提案 ③及び④	③及び④ともに工事成績平均点の算出について「請負額が高額なものから3件分迄を用いて計算する」とありますが、1件及び2件の平均点でも可能であるとの認識でよろしいでしょうか？	過去3年間に於いて、工事成績が3件分ない場合については、ご理解のとおりです。
52	事業者選定基準	2	3			事業者選定基準	文書中に「失格」という表現が多く、応募者として委縮してしまっています。募集要項等の文書の解釈の相違や誤解が発生すること考えられます。失格と確定する前に協議をする機会とは与えられないのでしょうか。	技術対話において協議を行うなど、解釈の齟齬解消に互いに協力して進めたいと考えております。
53	事業者選定基準	2				別紙1 1-2実施計画に対する提案 ④監視技術者の配置 (建設工事 機械・電気)	「浄水場の施工管理実績」・「工事成績」について、評価方法の具体例をご提示下さい。	機械評価例 施工監視実績：10,000 m3/日以上の実績が1 件以上であればB評価 工事成績：過去3 年間の工事成績評価の平均点が80 点以上であればA評価 機械点数：小項目●点（非公表）×0.50（機械分）×（0.75×0.70+1.00×0.30）
54	事業者選定基準	2				別紙1 1-2実施計画に対する提案 ④監視技術者の配置 (建設工事 機械・電気)	「工事成績」について、電気の工事成績は上水・下水・工水と考えて良いでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
55	事業者選定基準	2				別紙1 1-2実施計画に対する提案 ④監理技術者の配置 (建設工事 機械・電気)	工事成績について、令和4～6年度が対象ですが、竣工年度と考えて良いでしょうか？ 契約年度は令和4年度以前でも問題ないでしょうか？	ご理解のとおりです。
56	事業者選定基準	3				別紙1 1-3地域貢献に対する提案 ①地域経済への貢献	「参画企業数」・「協力企業数」・「予定請負額」について、評価方法の具体例をご提示下さい。	評価例 構成企業：構成企業として地元企業が2 社であればB評価 協力企業：協力企業として市内企業が4 社以上であればB評価 予定請負額：地元企業及び市内企業の請負額の計が、提案価格の60%以上であればA評価 評価点数：小項目●点（非公表）×（0.75×0.40+0.75×0.30+1.00×0.30）
57	事業者選定基準	3				別紙1 1-3地域貢献に対する提案 ①地域経済への貢献	「協力企業」について、6/6の資格審査書類の提出までに確定する事は困難です。 最終的な「協力企業」数について、10/3の提案書提出までに再提出する事を認めて頂けないでしょうか？	「様式Ⅱ-5 応募グループにより業務発注予定の協力企業一覧表」の提出期限は、令和7年10月3日まで（提案審査に関する書類の提出時）に変更します。
58	事業者選定基準	3				別紙1 1-3地域貢献に対する提案 ①地域経済への貢献	「予定請負額」について、6/6の資格審査書類の提出までに確定する事は困難です。 最終的な「予定請負額」について、10/3の提案書提出までに再提出する事を認めて頂けないでしょうか？	予定請負額については、提案書提出時の提出となります。（様式Ⅲ-1-3）
59	事業者選定基準	3				別紙1 1-3地域貢献に対する提案	協力企業については、「関心表明書」の提出により参画企業数を確認することとする。との記載がありますが、関心表明書の雛形は任意でよろしいでしょうか。また、提案書式 様式Ⅲ-1-3において提案枚数を【2頁以内】と指定がありますが、関心表明書を添付する場合、提案枚数に含まないとの考えでよろしいでしょうか。	自由書式とします。また、関心表明書は提案枚数に含まれず、添付資料としてご提出ください。
60	事業者選定基準	5	5	(2)	イ	表2 技術提案内容の 審査項目と配点	「別紙1」監理技術者の配置について、工事成績の評価で過去3年間の実績とありますが、期間（令和4年度～令和6年度）内とは、契約期間だけではなく、期間内に完成した工事も含められるとの理解でよろしいでしょうか。 また、その期間に該当工事がない場合又は少ない場合は、令和4年度以前の工事成績でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 理由を明記した上で、直近実績の工事成績を採用します。その場合1件分の工事成績となります。
61	事業者選定基準	6	5	(2)		表2 技術提案内容の 審査項目と配点	配点の小項目まで開示頂きたいです。	小項目の配点について、開示の予定はありません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
62	事業者選定基準	6	5	(2)		表2 ②管理技術者の配置(設計業務)	本項は、「定量評価」であるため、得点化のために配点の小分類をご教授いただけますでしょうか。	小項目の配点について、開示の予定はありません。
63	事業者選定基準	6	5	(2)		表2 ③監理技術者の配置(建設工事 土木・建築)	本項は、「定量評価」であることに加え、土木と建築それぞれに監理技術者を置く場合は、事業費内訳按分率(土木75%・建築25%)となっており、得点化のために配点の小分類をご教授いただけますでしょうか。	小項目の配点について、開示の予定はありません。
64	事業者選定基準	6	5	(2)		表2 ④監理技術者の配置(建設工事 機械・電気)	本項は、「定量評価」であることに加え、機械と電気それぞれに監理技術者を置く場合は、事業費内訳按分率(機械50%・電気50%)となっており、得点化のために配点の小分類をご教授いただけますでしょうか。	小項目の配点について、開示の予定はありません。
65	事業者選定基準	別紙1	1-2	③		監理技術者の配置 (建設工事 土木・建築)	平均点の算出は請負額が高額なもののから3件分迄を用いて計算する。とありますが、工期が長いなどにより過去3年で3件の実績がない場合は、「迄」とありますので3件に満たなくても平均点となるでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	事業者選定基準	別紙1	1-2	③		監理技術者の配置 (建設工事 土木・建築)	平均点の算出は請負額が高額なもののから3件分迄を用いて計算する。とありますが、4,500万円以上の工事成績が多く有る場合は工事成績が上位の3件でも良いのでしょうか。	工事成績の上位からではなく、請負額が高額なもののから3件分迄を用いて計算します。
67	事業者選定基準	別紙1	1-2	④		監理技術者の配置	配置を予定する監理技術者の評価項目に過去3年間の工事成績評定の平均点とありますが、過去3年間の場合、契約期間が5年以上の工事を担当している場合、提案書提出時には、他の現場の監理技術者として登録しており、本工事ので工事成績がない可能性があります。期間の見直しをお願い致します。	ご質問の場合、理由を明記した上で、直近実績の工事成績を採用します。その場合1件分の工事成績となります。
68	事業者選定基準	別紙1	1-2	④		監理技術者の配置	施工監理実績及び工事成績について評価するとありますが、製作期間と建設工事期間を分けて登録する場合、建設工事期間の監理技術者の実績を評価し、製作期間の監理技術者の実績は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	事業者選定基準	別紙1	1-3	①		地域経済への貢献	予定請負額の地物企業及び市内企業の請負額の計は、市内企業が地元企業の下請けの場合、予定請負額を重複して計上できると考えてよろしいでしょうか。また、市内企業とは住所区分に関係なく、住所が唐津市内の企業と考えてよろしいでしょうか。 例) 地元企業 700,000,000円 市内企業(地元企業の下請け) 100,000,000円 予定請負額の計 800,000,000円	地元企業(構成企業)から市内企業への下請け発注に当たっては、予定請負額の重複計上はできません。 また、市内企業とは、唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)の住所区分に関係なく、住所が唐津市内にある企業です。
70	提出書類作成要領及び様式集(WORD版)	2	表2	申請時の提出書類		会社概要	会社概要の資料とは会社のパンフレット等で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。事業概要・資本金・従業員数等の会社概要がわかる資料をお願いします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
71	提出書類作成要領 及び様式集 (WORD版)	23	Ⅱ-5			応募グループより業務発注予定の協力企業一覧表	参加資格確認申請時点では協力企業の確定は出来ませんが、この様式に記入することで協力企業を必ず含めなければならないような束縛性が発生するのでしょうか。	束縛性は発生しませんが、協力企業の参画数等については、選定基準の審査項目となっており、協力企業一覧表の提出時には、「関心表明書(任意様式)」を添付していただくことになります。
72	提出書類作成要領 及び様式集 (WORD版)	23				様式Ⅱ-5 応募グループより業務発注予定の協力企業一覧	申請段階では協力企業先・役割の特定は困難です。この場合、応募グループの「想定」として記載させて頂き、提案書提出時に変更・追加・削除することに問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	「様式Ⅱ-5 応募グループにより業務発注予定の協力企業一覧表」の提出期限は、令和7年10月3日まで(提案審査に関する書類の提出時)に変更します。
73	提出書類作成要領 及び様式集 (WORD版)	23				様式Ⅱ-5 応募グループより業務発注予定の協力企業一覧	予定協力企業の押印は不要であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	提出書類作成要領 及び様式集 (WORD版)	63～66				様式Ⅲ-7-17～20 修繕リスト	「P66注記」時間計画保全で更新を推奨する機器(水位計、圧力計、水質計器等)は、15年目に交換する計画とすることと記載されております。これ以外の設備や機器は事業者提案にて、更新頻度をご提案すると考えて良いでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、実運用に基づいた更新頻度の設定をお願いいたします。
75	提出書類作成要領 及び様式集 (WORD版)	67～68				様式Ⅲ-7-21～22 維持管理費用計画 (1)、(2)	修繕費の中で記載する、更新費用は機器費のみを考慮すれば良いでしょうか？ 機器費以外も考慮する場合、直接工事費や間接工事費等、項目をご指定下さい。	ご理解のとおりです。
76	提出書類作成要領 及び様式集 (WORD版)	様式Ⅱ-3				応募グループ企業一覧表	特定業種の建設JVが応募グループのJVに参加する場合、応募グループの企業一覧表への記載は、特定業種の建設JVに参加している企業全社を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	提出書類作成要領 及び様式集 (WORD版)	様式Ⅱ-5				応募グループ企業一覧表	参加申請時の提出書類に応募グループより事業発注予定の協力企業一覧表がありますが、参加申請時は未定のため、「未定」として提出させていただきます。	「様式Ⅱ-5 応募グループにより業務発注予定の協力企業一覧表」の提出期限は、令和7年10月3日まで(提案審査に関する書類の提出時)に変更します。
78	様式集(Excel版)	様式Ⅲ-7-21				維持管理費用計画(1)	維持管理費用については、提案時の価格で算出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	様式集(Excel版)	様式Ⅲ-9-1				提案価格内訳書	提案価格内訳書に記載・内訳第3-1等に記載する内容は、機器毎の全額・材料費1式・工事費1式レベルの記載で良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
80	設計及び建設工事 請負契約書(案)	2	第4条			単価合意書の締結	提案価格内訳と詳細設計完了後に作成する建設代金内訳書では、例えば数量や工種の増減が生じる可能性があります。設計及び建設工事請負契約書(案)の第37条(請負代金額の変更方法等)、第38条(賃金又は物価の変動に基づく建設代金額の変更)を除いて、この契約に係る請負代金額の総価を変更しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	設計及び建設工事 請負契約書(案)	3	第4条	5		単価合意書の締結	予定価格の算出時点とサービス対価改定の基準時点とが離れている場合、両時点間の物価変動がサービス対価に反映されず、入札不調・不落又は選定事業者の過度な負担が生じるおそれがあります。そのため、できる限り予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点の前倒しを行い、両時点を近づけるといった対応により、労務、資材等の物価変動を適切にサービス対価に反映させる必要があると考えています。(事務連絡(平成6年7月3日)「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」(内閣府民間資金等活用事業推進室)参照)前述の事務連絡を受けて、最近発注されているPPP/PFI事業でも、上記の基準時点が予定価格算出時とされています。予定価格算出時から応札日や契約締結日までの物価変動を適切に反映できるルールの設定をお願いいたします。	予定価格は適切に設定されているものと考えており、本事業における物価スライドの基準日は提案書提出締め切り日とします。
82	設計及び建設工事 請負契約書(案)	3	第4条	5		単価合意書の締結	「第1回単価合意の基準となる日は、令和7年10月3日とする。」とありますが、これは請負代金額の変更を行う際の起点を令和7年10月3日(提案書締切日)とするという理解でよろしいでしょうか。そうであれば、予定価格算出時から提案書締切日までの物価変動を適切に反映できるような基準となる日の設定を行う等の対応をお願いいたします。	ご理解のとおりです。ただし、本事業における物価スライドの基準日は提案書提出締め切り日とします。
83	設計及び建設工事 請負契約書(案)	3	第4条	5		単価合意書の締結	1項にて「設計成果物に基づき、建設代金に係る内訳書を提出し、発注者及び受注者は速やかにその内容を協議し、双方の合意をもって単価合意書を締結するものとする。」と記載があります。また5項では、第1回単価合意の基準日が記載されております。第1回単価合意の基準日から、設計成果物後の単価合意までにおける単価合意書の考え方をご教授下さい。	事業者からの求めに応じて、契約時に合意した総価に対して全体スライドを適用することを予定しています。
84	設計及び建設工事 請負契約書(案)	3	5			契約の保証	契約保証金は設計企業と建設企業が別々に納付するのでしょうか。	代表企業が納付してください。
85	設計及び建設工事 請負契約書(案)	16	38			賃金又は物価の変動に基づく建設台金額の変更	物価変動について、物価指数等に基づき定めると記載されていますが、性能発注による建設工事において物価変動を適切に反映できるものとして、建設工事費デフレーターがあります。本事業における物価指数等とは、建設工事費デフレーターとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
86	設計及び建設工事 請負契約書(案)	17	38	5		資金又は物価の変動に 基づく建設金額の変更	「製作機器費及び機器単体費についてはこの限りではない」との記載がありますが、当該案件のような長期間の工期を要する場合、製作機器等も物価変動が発生する為、本文章の削除をお願い致します。	本項は単品スライドに対する機器単体費等の適用除外を示すものです。 機器単体費等は公表単価がない等、単品スライドを適用する客観性に乏しい場合があるため、適用除外の条項としています。 単品スライドは、工事材料の急激な変動に対するスライド項目であり、製品の加工組み立て費などは対象外と考えております。 したがって、購入時の材料分のみ費用を示せる場合には、材料についてスライドは適用可能と考えております。 そのため、公表単価もしくは適切な指標等があれば、第1回単価合意後の単品スライドは適用可能と考えております。 指標等の詳細については単価合意時の協議により決定します。
87	設計及び建設工事 請負契約書(案)	17	第38条	5		賃金又は物価の変動に 基づく建設代金額の変更	「ただし、製作機器及び機器単体費についてはこの限りではない。」の記載がありますが、本内容の意図をご教授願います。物価高騰対応としましては、総務省及び国土交通省より令和5年11月30日付で発出された事務連絡(総行行第512号 国不入企第24号)において、「公共工事の円滑な施工確保について」として、「労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう…」と適切な措置を講じるように記載されており、加えて、令和6年度4月23日実施の全国下水道主管課長会議の資料の本編P178では、国土交通省から各事業体に向けて「機械・電気設備工事の機器費についてもスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。」と周知されており、他事業体発注の同種同様の事業においても、左記内容が適切に運用されているものと認識しております。 本記載内容は、事業者の応れ判断に大きく影響し、本事業の不調・不落を招きかねないものであると認識しております。 上記を踏まえ、本内容(製作機器・機器単体費)についての再考(削除)も併せてお願い申し上げます。	質問No.86をご参照ください。
88	設計及び建設工事 請負契約書(案)	17	第38条			賃金又は物価の変動に 基づく建設代金額の変更	公表単価がない場合は、建設工事費デフレーター(建設総合土木総合その他土木上・工業用水道)(国土交通省)を活用するという理解でよろしいでしょうか。事務連絡(平成6年7月3日)「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」(内閣府民間資金等活用事業推進室)等の趣旨も踏まえ、具体的な指数や手順について、あらかじめ契約書(案)等への記載をお願いいたします。	全体スライドについては、機械及び電気を含む総価に対して適用します。
89	設計及び建設工事 請負契約書(案)	17	第38条			賃金又は物価の変動に 基づく建設代金額の変更	公表単価がない場合は、事業者から指数を提案できるという理解でよろしいでしょうか。	単品スライドの指標については協議により定めるものとします。
90	設計及び建設工事 請負契約書(案)	19	第44条	1		各年度末における検査	受注者は、各会計年度の末日の●営業日前の日から●営業日前の日において…と記載があります。 ●についてご教授下さい。	国の交付金を活用して事業を行う関係上、各年度の出来高を確認し報告する必要があります。本件については、国から示されるスケジュール等を確認した後、契約時に記載する予定です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目等	質問内容	回答
91	モニタリング 基本計画書	3	2	(2)	ア	表1 8直近3期分の 貸借対照表、損益計算 書、 株主資本等変動計算書	業務進行中に貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書をモニタリングを行う目的をご教授ください。(調査・設計業務だけでなく工事業務も同様)	長期に渡る事業の安定性に鑑みて、受注者の経営状況についても確認しておく必要があると考えており、専門家(会計士等)によるレビューを予定しています。
92	モニタリング 基本計画書	3	2	(2)	ア	表1 8直近3期分の 貸借対照表、損益計算 書、 株主資本等変動計算書	モニタリングは要求水準等の履行確認を行い、満足、不満足を判定します。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について、どのような評価を行うのでしょうか。(調査・設計業務だけでなく工事業務も同様)	長期に渡る事業の安定性に鑑みて、受注者の経営状況についても確認しておく必要があると考えており、専門家(会計士等)によるレビューを予定しています。